⑸　工期　76箇月間
⑹　使用する主な資機材　生コンクリート　約69,600㎥、鉄筋　約14,700ｔ、ＰＣ鋼材　約500ｔ
⑺　本工事は、関係する地域との連携を密にしながら、工事の安全及び環境影響評価法（平成９年法律第81号）に基づく「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【山梨県】（東海旅客鉄道株式会社　平成26年８月29日公告）」を踏まえ、環境の保全に十分配慮して実施する工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑽　本工事は、入札時ＶＥ方式の試行工事である。
⑾　本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑿　本工事は、入札手続を電子入札システムにより実施する対象工事である。
　なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。
⒀　本工事は、総価契約単価合意方式のうち、単価を包括的に合意する方式の対象工事である。
⒁　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
⒂　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木関係積算標準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⒃　本工事は、主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
⒄　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

２　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たす３者又は４者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）関東甲信工事局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。
⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　「平成31・32年度工事競争参加資格確認者」のうち「当機構関東甲信工事局管内（関東）土木」（以下「土木」という。）及び「当機構関東甲信工事局管内（関東）プレストレストコンクリート」（以下「プレストレストコンクリート」という。）に係る競争参加資格の認定を受けていること。（注）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構関東甲信工事局が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　構成員のうち代表者及び出資比率が第２位の構成員は、「土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,200点以上及び「プレストレストコンクリート」に係る客観点数が1,000点以上の者とし、その他の構成員は、「土木」に係る客観点数が1,200点以上の者とする。
⑷　共同企業体の構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。
　構成員のうち代表者は、平成17年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した次の①の施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が構成員中最大のものに限る。）を有すること。
　構成員のうち出資比率が第２位の構成員は、平成17年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した次の①～④のいずれかの施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。
　構成員のうち代表者又は出資比率が第２位の構成員のいずれかは、平成17年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した次の③の施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が構成員中最大のものに限る。）を有すること。
　その他の構成員は、平成17年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した次の①～⑤のいずれかの施工実績（当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。）を有すること。
①　㋐掘削深さ25ｍ以上のニューマチックケーソン工法による工事　㋑底面積250㎡以上のニューマチックケーソン工法による工事
　ただし、㋐及び㋑は同一件名でなくてもよい。
②　ニューマチックケーソン工法による工事
③　鉄道ＰＣ連続箱桁上部工（張出し工法）新設工事
④　ＰＣ連続箱桁上部工新設工事
⑤　橋りょう新設工事
　ただし、当該施工実績が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事で完工し引渡し済みのものである場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限るものとする。
　ただし、当該施工実績が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工実績とできる。
　なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い完工していない工事も施工実績とすることができる。この場合は、工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。
⑸　当機構の施工実績がある場合は、土木における平成30年度及び令和元年度の当機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。
⑹　工事全般の施工計画が適正であること。
⑺　全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす配置予定技術者を当該工事に専任で配置できること。また、代表者及び出資比率が第２位の構成員は、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。
ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　構成員のうち代表者は、平成17年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した上記⑷①の施工経験を有すること。構成員のうち出資比率が第２位の構成員は、平成17年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した上記⑷①～④のいずれかの施工経験を有すること。構成員のうち代表者又は出資比率が第２位の構成員のいずれかは、平成17年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した上記⑷③の施工経験を有すること。その他の構成員は、上記⑷①～⑤のいずれかの施工経験を有すること。当該施工経験が共同企業体構成員としての経験である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。当該施工経験が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事で完工し引渡し済みのものである場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。ただし、当該施工実績が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工経験とできる。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い完工していない工事も施工経験とすることができる。この場合は、工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。また、⑷に掲げる工事の施工経験を１名の配置予定技術者で要件を満たすことができない場合は、複数の技術者の組合せとすることができ、専任補助者についても同